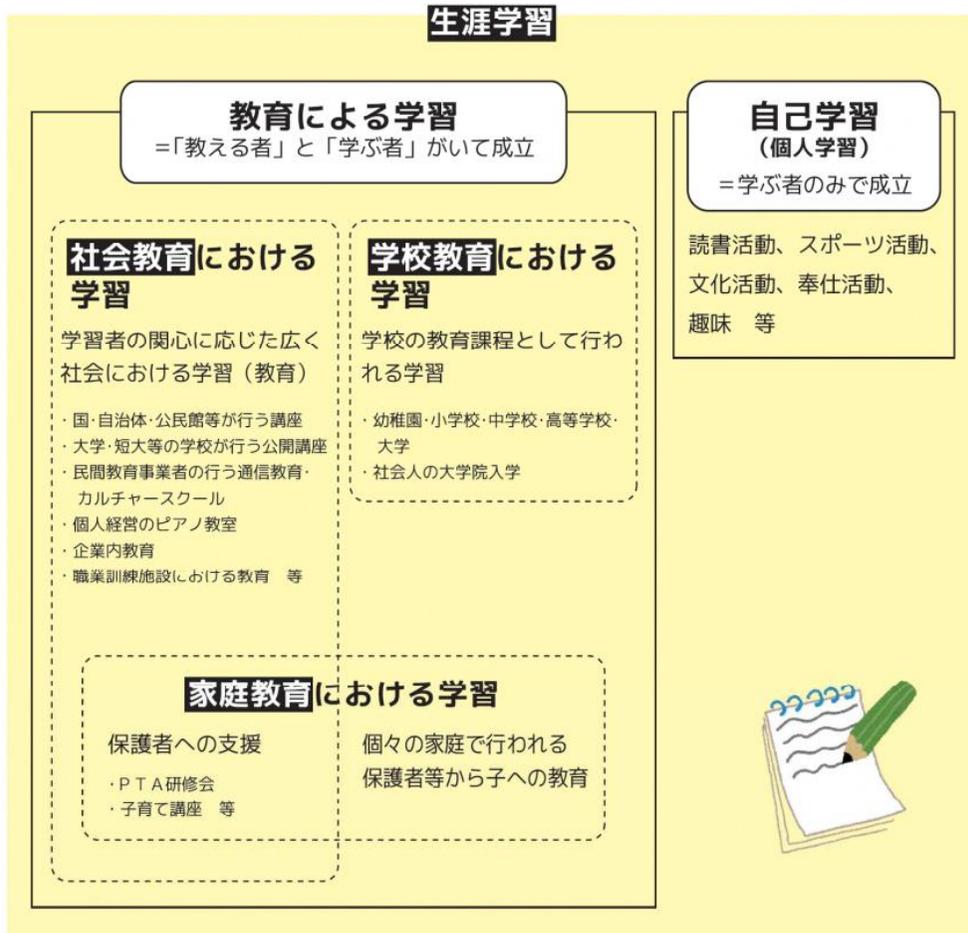


## 【生涯学習と社会教育のちがいについて】



## 【社会教育委員について】

### ◎社会教育委員の職務について〔社会教育法第17条〕

社会教育委員は、社会教育法により、社会教育行政に地域の意見等を反映させるために設けられた制度であり、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から、教育委員会が委嘱します。

主な職務としては以下のものがあげられます。

- ①**社会教育の諸計画を立案すること**〔法第17条第1号〕  
→会議において住民を代表して意見を出すことや、委員同士協議を重ねていくことが大切です。
- ②**会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること**〔法第17条第2号〕  
→地域社会の課題や問題解決のために、解決方法について議論し、「意見書」や「報告書」等としてまとめ、教育委員会に伝えることで、社会教育行政に反映させることができます。
- ③**調査研究を行うこと**〔法第17条第3号〕  
→課題解決のため、社会教育施設等を視察したり、関係者から現状について説明を聞くことができます。



### 【近年の社会教育委員会会議におけるテーマについて】

実施年度	テーマ
平成30年度 ～令和元年度	パイロットモデル検証報告書 ～地域の自発的な学びによる課題解決を目指して～
令和2年度～3年度	学びを通じたボランティア人材発掘・育成 ～読書ボランティアによる子ども読書活動の推進と学習情報提供～
令和4年度～5年度	学びを通じたボランティア人材発掘・育成 ～若者の社会的活動への参加促進～

・「社会教育」とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除いた教育活動（体育およびレクリエーション活動を含む）」を指し、人々の自発性や学習欲求を尊重しながら展開されるものです。  
〔社会教育法第2条〕

・「生涯学習」は、学習者の視点からとらえると、社会教育・学校教育・家庭教育における学習、自己学習も含む点で、社会教育より広い活動を対象としています。  
〔教育基本法第3条〕